

瑩山紹瑾和尚禪室

(この文書は、後醍醐天皇が鳳至郡總持寺を出世道場と定め給ひし繪旨なりといへり。然れども原本はこれを總持寺に藏せずして、丹後桂林寺文書に後醍醐天皇繪旨寫といふものを存し、その書體は別の正平九年十月三日附後村上天皇繪旨寫といふものと同一なり。二通同時に作成せられたるものなるべし。)

八月。景久、能美郡粟津上保津波倉八幡宮に獅子頭を施入す。

【津波倉八幡宮獅子頭銘】 能美郡

一八五

八幡宮 粟津上保

右衛尉景久施入

元亨二年八月吉日

燕目堂

修造之

于時文祿三年

(加能越古文叢に、文祿三年の次に甲午八月吉日とあり。今剝落して見えす。また右衛尉は脱字ありといへども原書かくの如し。)

十一月十一日。しめのいよの局、加賀郡大野莊示野村に就いて下知す。

【天龍寺文書】 山城

一八六

しめのいよの御つぼねの御下知狀

しめのいよの御つぼねの御下知狀
しめのいよのしゆこの事、りせうが申むねきこしめしひらかれ候て、もんじよをこれにめしおかれ候ぬ。ばんとう・百せうら、りせうがかたへ拾貳石のよねをわたし候べきよし、おほせにて候。

元亨二年十一月十一日

ひぜん判

(この文書の内容は分明ならず。)

元亨三年

癸亥 紀元一九八三

二月廿三日。幕府、羽咋郡得田保志良田村の地頭尼心稱と得田章真との争論を和與せしむ。

【得田文書】

一八七

能登國得田保内志良田地頭尼心稱代頼種、与得田又二郎章時今者死去子息彦次郎章真、相論志良田村田地所當米以下事。

右就心稱訴狀、欲有其沙汰之處、各和与畢。如章真去年十一月十八日狀者、頼種則境相論和与之時、以七百石爲二段、可弁二石二斗之旨、章時雖出狀無沙汰之由訴之。章時亦二段内斗代減分并代納分、彼是以壹石壹斗八升二合可弁之由稱之。雖然以和与儀、以壹石八斗六升九合可弁也。次貞弘之代納事、和与之上者不可有違亂云々。如頼種同日狀者、子細同前者。此上不及豫儀、向後相互不可有異論之狀、依鎌倉殿仰下知如件。

元亨三年二月廿三日

(北條高時)

相模守 平朝臣 在判

(金澤成朝)

修理權大夫平朝臣 在判

(得田章真は前名を章伸といへり。)

三月七日。瑩山紹瑾、鹿島郡永光寺の四至堺・田

畠注文を作る。

【永光寺文書】 鹿島郡

一八八

能登國酒井保内洞谷山四至堺田畠注文

四至方至

限東南河登至于中山堺水落

限南若部境河降至于大井頭

限西大井頭小田尻巫女原坂登至于櫃谷峰

限北自櫃谷峰至于熊谷峰通中山堺

田二段自寺敷(屋敷カ)下在大井頭上

田代畠三段自藏荆庵上大粟生登在熊谷頭内

其外諸庵并行者人工百姓等屋敷等

元亨三年癸亥三月七日記之

當山開闢 瑩山紹瑾 在判

六月。假揭

【總持寺文書】 鳳至郡

一八九

總持開闢之緣起

日本國北陸道能登州鳳氣至郡櫛比庄有教院。本是行基菩